

東京都北区公契約審議会の傍聴に係る留意事項

令和5年10月27日 区長決裁

東京都北区公契約審議会（以下、審議会という）を傍聴される方は、下記の事項を遵守してください。審議会の運営に支障が生じる場合や審議会が非公開とされた場合等は、傍聴人にご退場いただく場合があります。また、審議会の定員を超えた場合は、傍聴をできない場合があります。予め、ご了承ください。

- (1) 審議会を傍聴しようとする者は、先着順に受付簿に所要事項を記入し、所定の傍聴席において傍聴する必要があります。
- (2) 傍聴人の定員は、20名です。ただし、会議ごとに必要に応じて審議会会長（以下、会長という）が定めることができます。
- (3) 以下のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができません。
 - ①銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - ②はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット、張り紙、ピラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕その他明らかに示威的と認められる物品を着用し、又は携帯している者
 - ③酒気を帯びていると認められる者
 - ④その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- (4) 会長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、(3) ①及び②に規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができます。
- (5) 会長は、(4) の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができます。
- (6) 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる行為をすることは禁止されております。
 - ①会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表すること。
 - ②私語、雑談又は騒ぎ立てる等他人の迷惑となる行為をすること。
 - ③みだりに傍聴席を離れること。
 - ④飲食（体調管理のための水分補給の場合を除く。）又は喫煙をすること。
 - ⑤その他会議を妨害し、又は会議の秩序を乱すような行為をすること。

(7) 傍聴人は、傍聴席において、写真、映像等を撮影し、又は録音をすることは禁止されています（会長の許可を得た場合除く。）。

(8) 傍聴人がこの留意事項に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができます。

(9) 傍聴人は、次に掲げる場合には、速やかに退場しなければなりません。

①会議が非公開となった場合

②(8)の規定により、会長が退場を命じたとき。